

# 議案参考資料

[令和4年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 医療助成係

## 議案名

議案第16号 桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

群馬県福祉医療費補助金交付要綱の一部改正に伴い、重度心身障害者の受給資格要件について、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

市町村と県が連携して実施している福祉医療費助成について、重度心身障害者の医療費助成における受給資格要件に所得制限が導入されます。このことから、桐生市福祉医療費助成条例第3条(支給対象者)に、重度心身障害者の受給資格要件について、所得制限に係る条項を追加するものです。

(施行期日：令和5年8月1日)

## 背景・経過

福祉医療制度は、市町村と県が連携して、子どもや重度心身障害者、母子家庭等の方々の経済的な負担の軽減を図り、安心して必要な医療を受けられるための制度として、福祉の向上に資するものです。しかし、少子高齢化の進展や医療の高度化などの影響に加え、応能負担を求める国の医療費制度改革等の影響を受け、福祉医療の費用は年々増加の傾向にあります。

このような中、県は、福祉医療制度が将来にわたって安定的で持続可能なものとなるよう「群馬県福祉医療制度在り方検討会」を平成29年2月に設置し、制度の見直しについて検討を行ってきました。

今回の改正は、この検討会の報告書を踏まえ、県が重度心身障害者の医療費助成について、令和5年8月から所得制限を導入する見直しを決定したことにより、県下統一で行うものです。